

**令和 8 年度企業立地補助金事業の効果分析等業務委託
企画提案募集要領**

1 趣旨

静岡県（以下「県」という。）が行う、令和 8 年度企業立地補助金事業の効果分析等業務について、最も優れた企画力、経験等を持つ事業者に業務委託するため、プロポーザル（企画提案方式）を実施する。

2 業務概要

（１）事業名：令和 8 年度企業立地補助金事業の効果分析等業務委託

（２）業務内容：別紙「令和 8 年度企業立地補助金事業の効果分析等業務委託仕様書」のとおり。

※当該仕様書の内容については、契約後予算の範囲内で変更できるものとする。

（３）契約期間：契約日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

（４）契約限度額：20,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

※限度額を超えた者は失格とする。

3 参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

（１）県の一般業務委託競争入札参加資格において、営業種目「調査」又はこれに準ずる国若しくは地方公共団体の競争入札参加資格を有する者であること。

（２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。

（３）過去 5 年間に、国又は地方公共団体の発注する本業務と同等又は類似した業務を履行した実績を有する者であること。

（４）本業務の遂行に必要な組織、人員を確保することが可能であること。

（５）本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有すること。

（６）直近 1 年において、国税又は地方税を滞納していないこと。

（７）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（８）会社法（平成 17 年法律第 86 号）による特別精算開始の申立てがなされていない者であること。

（９）破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

（10）銀行取引停止処分を受けていない者であること。

（11）次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 企画提案書等の提出

（１）提出物

必要書類	部数	備考
参加表明書 (様式第1号)	1部	
企画提案書 (様式第2号)	8部	・業務ごとに簡潔に記述すること。
企画提案 説明資料 (任意様式)	8部	・A4版用紙片面20ページ以内で作成すること。ただし、A3折り込み可能。 ・ページ番号を入れること。
業務実績 (様式第3号)	8部	・国又地方公共団体より受注した本業務と同等又は類似した業務を記載すること。 ・業務実績は、令和3年4月1日から参加表明書提出日までに完了しているものを記載し、3件を上限とする。 ・履行した実績が分かる契約書の写し、仕様書等を添付すること。
実施体制 (様式第4号)	8部	・配置を予定している者全てについて記入すること。 ・行が不足する場合は適宜追加すること。
見積書	8部	・任意様式で提出すること。 ・業務内容（事業費、一般管理費等）ごと内訳が分かるよう、積算内訳を添付すること。
会社等概要書 (様式第5号)	1部	・パンフレット等の会社概要が分かるものを添付すること。

(2) 提出先

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館7階
静岡県経済産業部商工業局企業立地推進課
メール：kishinsan@pref.shizuoka.lg.jp

(3) 提出期限

ア 参加表明書

令和8年7月24日（金）正午必着

提出は、電子メール、郵送又は持参によること。電子メールの場合は、送付した後、受領状況を電話にて確認すること。郵送の場合は、書留など発送・配達の確認できる方法によること。持参の場合は、土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）とし、令和8年7月24日（金）は正午までとする。

イ 参加表明書以外の必要書類

令和8年7月31日（金）正午必着

提出は、郵送又は持参によること。郵送の場合は、書留など発送・配達の確認できる方法によること。持参の場合は、土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）とし、令和8年7月31日（金）は正午までとする。なお、上記期限までに提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

5 企画提案書に記載する事項

(1) 提案のコンセプトや基本的な考え方

(2) 仕様書4（1）から（3）に記載の各業務に係る企画運営の具体的内容

6 本募集要領等に対する質問

本業務に関して質問がある場合は、次に従い書面（様式自由）により提出することとし、電子メールにて送信の上、その旨を電話で連絡すること。

(1) 受付期間

令和8年7月16日（木）から令和8年7月24日（金）正午まで

(2) 提出先

静岡県経済産業部商工業局企業立地推進課
メール：kishinsan@pref.shizuoka.lg.jp

(3) 回答方法

質問受付後、随時質問者に電子メールで回答するとともに、全ての質問と回答（質問者名は非公表）を上記4（3）アの提出期限までに参加表明書を提出した者全員に電子メールで送信する（上記4（3）イの提出期限まで適宜送信）。

(4) その他

電子メールのタイトルを「プロポーザルに対する質問（事業者名）」とし、担当部署名、担当者名、電話、FAX番号、電子メールアドレスを本文中に記載すること。

7 プレゼンテーション

(1) 日時

令和8年8月7日（金）午後（予定）

(2) 場所

静岡県庁別館 2階第1会議室B C

(3) 1者あたりの所要時間

プレゼンテーション 20分程度

質疑応答 10分程度

※集合時間、場所等は、上記4（3）の提出期限までに必要書類を提出した者に対して、電子メールにより改めて通知する。

※プレゼンテーションは上記4（1）の提出書類のみで行い、追加資料、パソコン等の機材の使用は認めない。

(4) その他

提出期限までに必要書類を提出した者が5者以上あったときは、プレゼンテーション実施者を選定する1次審査を実施する場合がある。その場合の審査は、「審査基準」に基づき、選定委員会事務局が書面で実施し、結果を8月5日（水）までに通知する。

8 審査基準

審査基準の概要は以下のとおり

評価項目		評価基準
業務遂行体制	業務実績	補助金に関連する効果分析や制度提案の実績を有しているか。
	実施体制	補助金に関連する効果分析や制度提案に係る知識や経験を十分に有する人材を配置し、円滑に業務を遂行できる体制になっているか。
	実施計画	実施手順が具体的で、計画を確実に実行できる現実的なスケジュールとなっているか。
業務内容	補助金の効果分析	目的、内容の理解度が高いか。具体的な分析手法が検討されているか。
		複数の税目について、税収増加額の推計方法が示されているか。
		経済波及効果分析モデルの具体的な提案がなされているか。
	社会情勢の分析	補助制度の検討に資する内容か。本県の課題を把握するための分析となっているか。
		アンケート調査の実施方法や分析手法は適当か。回収可能性は高いか。
	補助制度の検討	補助要件検討に必要な効果の試算について、具体的な提案がなされているか。可視化が可能か。
		補助制度を理解し、具体的かつ実現可能な制度提案の見込みがあるか。
経費の妥当性	見積金額	契約限度額内で業務内容に見合った適切な見積り金額か。

9 契約予定者の特定

(1) 審査基準をもとに選定委員が提出書類と企画提案書等の説明（プレゼンテーション）に対して審査を行い、選定委員会における審議の上、随意契約の相手方となる候補者を選定する。

(2) 選定結果の通知

選定結果は辞退者を除くすべての企画提案者に対して電子メールで通知する。

(3) 契約方法

県は、選定された契約予定者と業務仕様について契約限度額の範囲内で協議を行う。協議が整った場合に当該予定者から見積書を徴収し、内容を精査の上、随意契約による委託業務を締結する。なお、協議が不調に終わった場合、次点の者と協議する。

10 その他留意事項

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本円とする。

(2) 企画提案は1者につき1案とする。

(3) 審査結果に関する疑義は、一切受け付けない。

(4) 企画提案に係る一切の経費は提案者の負担とし、提出された書類は返却しない。また、企画提案書による提案内容は県に帰属する。

(5) 本業務は必ずしも当該企画提案の内容に沿って行うものではなく、実施にあたっては、提案内容を基に委託者と協議して実施内容を決定する。

(6) 本契約により制作された制作物の著作権は、原則として県に帰属することとし、県以外の者が所有する著作権等に係るものを除き、次年度以降も継続する、又は今後実施する他の事業において使用する場合がある。

(7) 企画提案内容は、採用された場合に受託者が責任を持って実現できるものとする。なお提案者の事情（調整先を含む）により、提案内容が実施できない場合においては、当該提案にかかる金額を契約額から減額し、変更契約を行う場合がある。

11 スケジュール

令和8年7月16日（木）	募集開始（募集要領等を県公式ホームページにて公告）
令和8年7月24日（金）	参加表明書の提出期限・質問受付期限
令和8年7月31日（金）	企画提案書等（参加表明書以外の必要書類）の提出期限
令和8年8月7日（金）	プレゼンテーション
令和8年8月12日（水）	選定結果の通知（予定）

12 問い合わせ先

静岡県経済産業部商工業局企業立地推進課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館7階

電話：054-221-2514

FAX：054-221-5002

メール：kishinsan@pref.shizuoka.lg.jp